

県央ネットやまなし観光エリア インバウンド観光誘客促進業務委託仕様書

1 目的

9市1町^{※1}で構成する県央ネットやまなし観光エリア（以下、「本エリア」という。）は、食・自然・観光スポット等の豊富な地域資源や標高差等の地理的条件による気候の違い、また地域に根付いている多様な文化などがあることから、各地域に点在する資源を掛け合わせて面的な観光の促進に取り組めるエリアである。

本業務は、山梨県内で外国人観光客の訪問が特に多い富士五湖周辺からの誘客促進を目的に、ターゲットを絞った旅中観光コンテンツの造成を行い、外国人観光客が本エリアを周遊する仕組みづくりを目指すものとする。

※1 甲府市、韮崎市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市、北杜市、山梨市、甲州市、中央市、昭和町

2 業務名

県央ネットやまなし観光エリア インバウンド観光誘客促進業務委託

3 業務期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）

4 業務内容

（ア）富士五湖地域から本エリアへのインバウンド観光の誘客を促進させること。

（イ）インバウンド観光客向け観光コンテンツ造成から販売体制などを構築すること。

① ターゲット（対象国）

台湾の訪日旅行リピーター層

② コンテンツ造成

・対象国のニーズに応じた旅中観光コンテンツを3つ以上造成すること。

・単なる既存コンテンツの提案ではなく、受託事業者における磨き上げ方法や観光資源の掛け合わせについても示すこと。本事業は9市1町による連携事業であるため、各市町担当者との意見交換（ワークショップ）の場なども設けること。

・提案するコンテンツ案に関わる市町は少なくとも3つ以上であること。（通過点としてはカウントせず、体験・消費地点としてカウントすること。）

【例】 提案1 日本遺産御嶽昇仙峡トレッキング（甲府市・甲斐市）

提案2 さくらんぼ狩り（南アルプス市）

提案3 温泉巡り（笛吹市）

として提案することで4つの市町が関わっている。

・富士五湖地域から本エリアへの誘客を促進するコンテンツの造成は必須であるが、本エリアから富士五湖地域への誘客を促す仕掛けも可能な限り提案すること。

③ コンテンツの磨き上げ

・FAM ツアーを実施しコンテンツの磨き上げを行うこと。

④ プロモーションの実施

・モニターツアーやインフルエンサー等によるプロモーションを実施すること。

⑤ 造成したコンテンツの販売及び販促ツール（商品タリフ）の作成

・造成したコンテンツを販売すること。

・旅行事業者が取り扱いやすい環境を整えるため、販促ツール（商品タリフ）を作成すること。

・観光客が旅前や旅中で購入しやすい環境を整備すること。^{※2}

※2 コンテンツの紹介・購入サイトやパンフレット等を想定

・販促ツール（商品タリフ）は紙媒体も作成することとし、作成部数については発注者と協議のうえ決定するが、一定数の印刷を想定した積算とすること。

・継続的に販売する仕組みを示すこと。

⑥ 想定スケジュール

R6.6～ 圏域ワークショップ

R6.6～9 コンテンツの造成

R6.8～9 FAM ツアーの実施

R6.10 モニターツアーの実施

R6.11～ 販売・PR

上記スケジュールは目安とすること。

(ウ) 効果検証

・造成したコンテンツの販売実績などを基に、経済効果を定量的に示した誘客促進に関する実績報告書を提出すること。

・販売実績を基に次年度以降に向けた企画を提案すること。（発注者が次年度以降の事業の参考として使用するものであり、実施を確約するものではない点に留意すること。）

(エ) 実績報告書の作成

「実績報告書」として業務内容に関する資料、記録写真、報告書等の一式を電子データ（ワード又はエクセル形式及び PDF 形式で CD-ROM 等の電子

記録媒体に保存) と印刷物 2 部を提出すること。

5 留意事項

- (ア) 計画・実施については発注者と十分協議して行うこと。
- (イ) 受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、を遵守し、業務上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。
- (ウ) 著作権及び肖像権等の権利を侵害しないよう十分留意すること。
- (エ) 本業務の制作物等（造成したコンテンツやパンフレット等）を発注者が委託期間後も継続して無償で使用できるよう配慮すること。
- (オ) 本業務において、第三者からの権利侵害の訴えその他紛争等が生じた場合は、受注者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとする。さらに、発注者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (カ) 台風や災害等の不可抗力により受注者に損害が生じた場合、受注者は発注者に対してその損害を請求することはできない。また、その他、発注者・受注者の責任に拠らない事情により、企画が中止となった場合は、双方で協議を行う。
- (キ) 提案内容は発注者との協議により、変更できるものとする。
- (ク) 受注者は、本仕様書に疑義が生じたとき又は、記載のない事項が発生した場合は、発注者の担当者と速やかに協議しその指示に従うこと。